

令和8年第2回定例会総務教育委員会会議録

令和8年6月11日
午前10時
全員協議会室

出席者氏名

山村 尚	委 員 長	大野みどり	副委員長
伊藤 悦子	委 員	石引 礼穂	委 員
札野 章俊	委 員	油原 信義	委 員
杉野 五郎	委 員		

執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	教 育 長	大古 輝夫
総 務 部 長	大貫 勝彦	総合政策部長	岡野 功
教 育 部 長	落合 勝弘	議会事務局長	荒槇 由美
総 務 部 次 長	仲村 真一	総合政策部次長	平野 総雄
教育委員会事務局次長	名島 正博	危機管理監	柏崎 治正
教 育 監	小林孝太郎	防災安全課長	関口 道治
財 政 課 長	関川 徹	税 務 課 長	重田 正光
納 税 課 長	海老原弘一	管 財 課 長	生井 利幸
まちの魅力創造課長	石崎 清浩	教育総務課長	藤平 浩貴
文化・生涯学習課長	清水 直之	指 導 課 長	秋山 卓也
教育センター所長	野原 俊之	学校給食センター所長	福田 貴浩
議会事務局課長	持田 優	防災安全課長補佐	青山 真悟（書記）

事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山
中学校区義務教育学校整備工事（建築工事））
- 議案第6号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山
中学校区義務教育学校整備工事（電気設備工事））
- 議案第7号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山
中学校区義務教育学校整備工事（機械設備工事））

議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第13号）の所管事項

○山村委員長

それでは、ただいまより総務教育委員会を開会します。

本日ご審議をいただく案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第10号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項、以上8案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、今般の国の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、税条例を改正しようとするものでございます。引用条文の整理は割愛させていただき、主な変更事項について説明させていただきます。

2ページ、3ページをご覧ください。

2ページの下の方、第35条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、並びに3ページのこれも下の方ですね、第35条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書でございます。

こちらにつきましては、給与所得者、公的年金受給者の扶養親族等の申告において、電磁的方法による提出要件の整理、及び申告対象となる配偶者や扶養親族の定義を所得税法の規定と一致させるための改正でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページの上の方ですね、固定資産税の免税点、第62条になります。

こちらにつきましては、固定資産税の免税点につきまして、従前、家屋が「20万円」であったものを「30万円」、償却資産にあっては「150万円」であったものを「180万円」に改正するものでございます。

続きまして、付則の改正でございます。

まず、付則第4条の4、同じ6ページでございますけれども、こちらにつきましては、住宅借入金等において控除対象となる適用年度を従前の「令和20年度」から「令和25年度」までに、同じく居住年を「令和12年」までに延長する改正でございます。

続きまして7ページをご覧ください。

第12条です。特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。

これは、いわゆるセルフメディケーション税制でございまして、当該税制は当初「令和3年12月31日まで」でございました。これがその後改正され、「令和4年1月から5年間延長」となっておりますけれども、その期限が切れております。それを、今回は「平成30年度以後の各年度分」というようなことで再度延長というように形で、期限が切られていない再延長がされたというようにことでございます。

続きまして、付則18条の2でございます。7ページの一番下から次のページに続くものでございます。

こちらにつきましては、土地の譲渡所得に係る課税の特例、優良住宅地造成等のための譲渡でございしますが、こちらにつきましては、8ページの中段以降におきまして、適用要件について、土砂災害防止法等の区域指定等に基づき特例の対象外となる要件ですね、対象外になるのは、「地すべり防止区域」でありますとか「急傾斜地崩壊危険区域」等々が対象外というようにことで適用除外と

なる、という追加が主な改正でございます。

続きまして、同じ8ページの一冊下、第20条の3になります。

特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例でございます。こちらは、税法改正に伴いまして、特定暗号資産に係るものに規定を新設するものでございます。

第1項におきましては、特定暗号資産に係る譲渡所得を他の所得と分離して計算すること、及び、その金額に対して市民税の所得割を「100分の3」とすることを定めております。

第2項におきましては、分離課税された所得について、他の所得と合わせて計算するのではなく、分離して個別に計算するための計算式の読みかえ規定を定めたものでございます。

10ページをお開きください。改正付則でございます。

第1条で施行期日を規定して、原則として令和9年1月1日施行となるというものですが、固定資産税等については経過措置を設けるというような規定となっております。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

住民税ですとか固定資産税の免税で変更があって、また、ローン控除ですかね、が変更になって、免税とか減税になる分には、非常に市民にとってありがたいんですけど、市の税収入に影響があるのかどうなのかお聞きしたいんですけど。

○山村委員長

重田税務課長。

○重田税務課長

控除につきましの税収への影響ということでございますが、今回の議案の方ではないんですが、報告の方で軽自動車税の環境性能割の廃止の方を上げておりますが、こちらにつきましては、税収が減った分につきましては国の方から全額補填されるということで決まっておりますので、そこらは影響がないと思われます。

固定資産税の免税点等の影響でございますが、免税点が下がることにおきまして、その辺の影響がどの位になるかということは、今のところまだ把握できておりません。

○山村委員長

札野委員。

○札野委員

なるほど、じゃあしょうがない。いいです。

○山村委員長

よろしいですか。

他にありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

市の方から、「市税条例の改正概要」というのをいただいているんですけども、34条の6なんですけれども、法の改正に合わせて改正するということなんです、**「復興特別所得税の課税期間の延長」**ということと、もう一つ、**「防衛特別所得税の創設に伴う改正」**っていうのがあるんです。

けれども、この「防衛特別所得税の創設」をちょっと教えてください。この創設に伴って、所得税はどんなふうになるのか、併せてお願いします。

○山村委員長

重田税務課長。

○重田税務課長

復興特別所得税でございますが、こちらは「令和 19 年 12 月 31 日まで」となっておりましたが、10 年間延長されまして、「令和 29 年 12 月 31 日まで」ということで延長されております。しかしながら、所得税の税率が「2.1%」から「1.1%」へ、1 %引き下げられることになります。これにつきまして、防衛特別所得税の方が新設されまして、こちらが「1 %」となっております。これにより、今まで「2.1%」だったものが「1.1%」と「1 %」ということで、所得税の税率としましては、今のところ「2.1%」で変わりはないということで伺っております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

「防衛特別所得税創設」って書いてあるんですけど、この具体的な内容っていうのはどんなものかをお伺いします。

○山村委員長

重田税務課長。

○重田税務課長

防衛力強化のための財源確保ということでは確認しておりますが、細かい点につきましては確認しておりません。

後程お答えしたいと思います。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野議員

6 ページの、固定資産税の免税点、第 62 条ですけども。

課税標準額を上げたわけなんですけれども、償却資産、これは実際に、どのように課税されているのか。

普通、個人ですと、ほとんどないのかなと。土地・建物についてはもうすでに課税されていますけれども、償却資産というのは、どういう具合になっているのか、その辺のことを教えてください。

○山村委員長

重田税務課長。

○重田税務課長

償却資産がどのように課税されているかということでしょうか。

すみません、これにつきましても確認してお答えしたいと思います。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

よろしくお願いします。

言いたいことは、個人において償却資産課税されているって話はあまり聞いたことがないので。法人の場合はですね、法人から資料を出して、それを精査した上で課税することが一般的だとは思いますが、その辺のことも含めて、後程で結構ですから教えてください。

○山村委員長

他にありませんか。

回答は後でということなんですけれど、ここで採決してもよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員

何も答えてもらってないんですけれど。防衛特別所得税の中身って何ですかっていうことを。

○山村委員長

そちらも踏まえまして、いかがですか。執行部、すぐ分かりますか。

〔「少し時間がかかります」と呼ぶ者あり〕

では、この議案の採決に関しましては、後程ということにいたします。

それでは、続きまして、議案第5号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（建築工事））について、議案第6号 同じく（電気設備工事）について、議案第7号 同じく（機械設備工事）について、以上3件については関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは執行部から説明願います。

落合教育部長。

○落合教育部長

それでは、議案第5号から第7号まで一括してご説明を申し上げます。

まず、工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（建築工事））でございます。議案書につきましては、18から21ページをお願いいたします。

これは、令和6年7月17日に議会の議決を得ました当該整備工事の建築工事の請負契約につきまして、契約金額の変更を要するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回変更しようとする契約金額につきましては、当初契約金額の30億3,600万円に7,150万円を増額し、31億750万円に変更しようとするものでございます。

次に、主な変更の内容につきましては、既存校舎の防火シャッター工事、既存体育館天井の結露防止対策工事の追加、及び同体育館の天井張り替え材料の変更、さらに内部の解体工事で新たに発見されましたアスベスト含有建材を法令に基づき適正に除去処分するための工事を追加しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、令和8年2月10日開催の全員協議会でご説明させていただきましたとおり、本年7月31日まで延長しております。

続きまして、議案第6号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（電気設備工事））でございます。議案書は22から24ペー

ジをお願いいたします。

これは、議案第5号と同様に、令和6年7月17日に議会の議決を得ました当該整備工事の電気設備工事の請負契約について、契約金額の変更を要するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回変更しようとする契約金額につきましては、当初契約金額の4億1,030万円に473万円を増額し、4億1,503万円に変更しようとするものでございます。

主な変更の内容につきましては、工事の進捗に伴い学校との協議を重ねた結果、令和9年度に特別支援学級の増加が避けられない状況にありまして、既存の普通教室を間仕切り改修しまして特別支援学級の教室を使用する必要性が生じたため、教室照明コンセント等の電灯設備や空調機の電源工事を行うものでございます。

なお、工期につきましては、建築工事と同様に7月31日まで延長してございます。

最後に、議案第7号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（機械設備工事））でございます。議案書25から27ページをお願いいたします。

これは、令和6年7月17日に議会の議決を得ました当該整備工事の機械設備工事の請負契約について、契約金額の変更を要するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回変更しようとする契約金額につきましては、当初契約額の6億9,410万円に539万円を増額し、6億9,949万円に変更しようとするものでございます。

主な変更の内容としましては、既存校舎の普通教室を仮設の特別教室、理科室や被服室などとして、工事期間中に一時的に転用して授業を行う必要性が生じたため、必要な給水工事、排水設備工事、空調設備工事等を行ったものでございます。

なお、工期につきましては、建築工事、電気設備工事同様に7月31日まで延長してございます。

説明につきましては以上でございます。

○山村委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

杉野委員。

○杉野議員

何件か、工事変更請負仮契約っていう形で進んでいるんですが、当初の契約の際、こういった変更についてどのように規定しているのか。

一般的には、「事情変更の事由による」とかと言われているんですけども、当市の場合、こういった工事請負の契約の場合は、どの程度までだったら許容されるのかとか、そういう一定の定めというのは、運用の仕方っていうのがあるんでしょうか。

そこだけお願いします。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

当初契約からの変更契約に際しまして、特に額についての許容範囲というのは定められていないということでございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野議員

今の物価高騰とか人手不足とか、そういった諸々、今、表面に出ていますけれども、ただ額的に、あるいは額っていうより率的にどの程度だったらというのをある程度考えておかないと、やっぱり市の方でも予算とかそういったものに、その都度、業者さんから「こういう事情で苦しいから」というだけでは、やっぱりちょっと不公平にもなるのかなと。

契約っていうのは、やっぱり当初の契約が厳守されるというのが基本ですので、その辺は十分気をつけていただきたいなど。

それで、契約額の変更を見ると、そんなに高くないんですよね。1割とか2割とか。どーんと上がっているならともかく、だからそこは気をつけていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

1点だけなんですけれど、特別学級を増設するためについていうことで予算が増えたって言うんですけれど、こういうことって、校舎を改修するときにそういう情報はもうちゃんと取り入れて、どうするかっていうことを検討すべきだと思うんですけれども、これが後になったのはどんな理由があるんでしょうか。

○山村委員長

名島教育委員会次長。

○名島教育委員会次長

基本設計の時点では、6クラスで予定していました。それで、実施設計をして、いざ発注の段階になったときに、8クラスまで増える見込みだということが分かりまして。それで、ぎりぎりその8クラスで始まったわけなんですけど、今回、児童生徒数の推計を見ますと10クラスほどになるということで、2クラス分だけ増えるような形になります。

これは、途中でどうしても障がいの状態、子どものいろんなハンデの問題があって、それは特別教育支援委員会という委員会で判定の上で決めていくんですけれども、そういったところで、全国的にもなんですけれど、少しずつ支援学級が増えている状況にはございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

特別学級の子どもたちも、しっかりと新しいところで学習できるっていうことは、すごく大事なことなのであって、だからそういうことも含めて、もっと早めにちゃんと計画すべきだったんじゃないかなっていうところだけは指摘しておきたいと思います。

○山村委員長

他にありませんか。

油原委員。

○油原委員

議案案件として、議案書として提出する場合ですね、これを書かなくちゃいけないというような

規定はないんですけれど。

当然金額の変更ですから、金額は明示をしなくちゃいけない。何の工事だよというのも、これは当然、変更であってもやるしかない。この内容的には契約の相手方というようなことで記載されておりますけれども、この部分に書き入れるのかどうかは分かりませんが、これ、所管が違いますけれども…その後にしますか。

ここで変更点を書くということですよ、基本的には。

当初は、契約の方法といって「一般競争入札」と。当然、変更ですから随意契約になるわけですが、そこは変更点なんだろうと。ですから、その辺は契約の方法ということで「随意契約」というふうに明示してもいいんじゃないだろうと。

そうしなくちゃならないという規定はないんだと思うんですけど、その方が、「これは変更で随意契約だ」というようなことで、その方が分かりやすいのかなというふうな気がしますけれども、この辺は法制といろいろと調整をする必要があるんじゃないだろうというふうに思います。

所管事項ではないんですが、議案第8号で、これは市有財産の取得で、参考資料として契約書は他にもついていますけれども、入札結果が出ていますよね。

今回の変更について、これが付いていないというかね、付ける義務はないんですけども、分かりやすくするなら、相手が幾らで申し入れというか、札を入れたのか。予定価格については幾らだったのかということですよ。その辺は、さっぱり分からない。

設計金額を教えるという話にはならないですけども、変更契約の相手方が、変更の設計書に基づいて幾らで入れてきたのか、予定価格は幾らだったのか。

その辺をお聞きいたします。

○山村委員長

藤平教育総務課長。

○藤平教育総務課長

今ご指摘がありましたとおり、今回契約額が変更だということで、そちらだけお示したところであったんですけども、今おっしゃっていただいた「随意契約なんだからそれもあった方が」というところは、こちらだけじゃなくて全体に関わる場所ですので、今、ご助言いただいたとおり法制の方に相談して、全庁的に検討する必要があるものなのかなと思うんですけども。

今回の部分で申し上げますと、まず建築工事の追加は 7,150 万円で上げておりますが、設計額につきましては 7,316 万 1,000 円でございました。続いて、電気設備工事につきましては 473 万円の増額ですが、設計額としましては 475 万 2,000 円でございました。機械設備工事につきましては 539 万円の増額となっておりますが、設計額は 542 万 3,000 円となっております。

以上のような設計を経て、今回の契約に至ってお諮りしているところでございます。

○油原委員

こんなこと聞いていいのかどうか、設計額イコール予定価格としたんですかね。

相手が、今のこの変更額について、設計変更図書に基づいて、今の額を一発でぽんと入れてきたんですか。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

契約の相手方を変更していないので随意契約なんですけれども、その中で見積り合わせについては1回で落札されております。

それで、まず建築工事につきましては、予定価格は入札書の比較価格ということで税抜きなんで

すけれども、建築工事が 6,651 万円に対しまして、落札額が 6,500 万円でございます。続いて、電気設備工事ですけれども、やはりこちらも 1 回で落札しております。予定価格が 432 万円のところを落札額が 430 万円でございます。最後に機械設備でございますが、予定価格が 493 万円に対しまして、こちらはちょっと 1 回で落ちませんで 2 回やりまして、490 万円で落札となっております。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

参考資料として、要するに入札結果表を付ければこんな質問はないんですよ。

だから、できれば変更であっても入札結果ですね、もう今、ものによっては 2 回目で予定価格を下回ったというか、そういう経緯、経過があれば、やっぱり「これは適正に執行しているんだな」というようなことが分かるんでね。

できれば参考として、これは法制の方になるのかね、入札結果、変更であれ、付けた方が分かりやすいということをお願いして、終わります。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

まず、議案第 5 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第 6 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第 7 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

重田税務課長。

○重田税務課長

申し訳ありません。先ほどご質問がありました件につきまして、お答えいたします。

まず、防衛特別所得税の内容でございますが、こちらは、政府の方で日本を取り巻く安全保障環境悪化を背景に、防衛力の抜本的な強化を目指すということで、その財源の一部を確保するために設けられる新しい賦課税となります。これにつきまして、今後防衛費を大幅に増やす計画がありまして、そのための財源を全て国債で賄うのではなくて、安定した税制措置によって一部を負担してもらうということが目的となっております。

続きまして、杉野議員のご質問でございますが、償却資産の免税点につきまして、個人と法人の内訳でございますが、個人と法人の割合では法人の方が 98%ということとなっております。

札野議員のご質問のお答えでございます。こちらにつきましては、免税点が引き上がることににつきまして影響がないわけではございませんが、減収分につきましては一部交付税措置もされるということで、大きな影響はないと考えております。

○山村委員長

いかがですか。

杉野委員。

○杉野議員

了解しました。

○山村委員長

よろしいですか。

伊藤委員はいかがですか。

○伊藤委員

私たち国民は、「安全保障のため」って言いますけれども、国会の論戦なんかを見ていると、国がずっと軍備拡張に進んでいるんじゃないかなという思いがありますので、これはその一環だと思うので、私はこのことについては反対いたします。

○山村委員長

よろしいですか。

では、戻りまして議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成の委員、挙手〕

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

戻りまして、議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書の別冊をお開きください。

別冊1ページ、議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）でございます。

この補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,803万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億6,297万円とするものでございます。併せまして、債務負担行為、地方債の補正を行ったものでございます。

それでは、初めに総務部所管事項について説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

8ページ、市税、軽自動車税でございます。

これは、後の報告事項の税制改正でも出てまいりますけれども、軽も通常の自動車税も、環境性能割が本年3月31日をもって廃止されました。そのことの関連でございます。

こちらにつきましては、当初予算には通常どおり計上させていただいたところでございますが、当初予算の説明の際にも申し上げましたけれども、当時、代替財源が示されておりましたので通常どおり計上させていただいたところでございますけれども、今回、その措置がなされたことから入れ替えを行うものでございます。

まず初めに、軽自動車税の環境性能割現年課税分につきましては、減額の1,449万3,000円といたしまして、この分は、一段飛びまして地方特例交付金におきまして、軽自動車税減収補てん特例交付金で同額が措置されるという見込みとしております。

続きまして、環境性能割交付金でございます。環境性能割交付金につきましても、これは通常の自動車税の方の県税の40.85%が市町村に交付されるものでございますけれども、こちらにつきましても、廃止に伴う減額ということで3,900万円を減額し、先ほどと同様に地方特例交付金の2段

目、自動車税減収補てん特例交付金で同額補填見込みというような予算措置をさせていただいたところでございます。

続きまして、地方特例交付金の一番下、地方揮発油譲与税減収補てん特例交付金でございます。

これは、ご案内の暫定税率廃止に伴う減収補填でございます。今回 1,235 万 2,000 円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、9 ページです。

上から 2 段目、基金繰入金でございます。

財政調整基金繰入金、財源調整でございますが、今回につきましては減額予算のため、5,712 万 3,000 円を減額し、財源調整を行ったところでございます。

続きまして諸収入、雑入です。

雑入の上の方、市民総合賠償補償保険金でございます。これは、報告第 5 号に係ります損害賠償に係る保険金の歳入でございます。

続きまして 10 ページをお開きください。10 ページ、歳出でございます。

歳出の総務費、総務管理費の 2 番目、財産管理費です。

管財事務費で補償、補填及び賠償金 50 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、先ほどの歳入と同様、報告第 5 号に係る損害賠償について、当初予算で計上された分プラス予備費を充用させていただいて対応いたしましたけれども、それで予算残がなくなるということなのでございますので、今後の事案に備えまして補償、補填及び賠償金を 50 万円追加計上させていただいたところでございます。

総務部所管事項については以上となります。

○山村委員長

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項についてでございます。

引き続き 10 ページをお願いいたします。上から三つ目の箱、地域振興費でございます。

人口問題対策推進費、55 万 4,000 円を皆減とするものでございます。これは、本年 4 月に新設されました「こども未来部 こども女性政策課」に、女性活躍に関する事業を移管したことによる予算の組み替えでございます。

同じページの一番上の箱、一般管理費の女性政策推進費として同額を計上いたしております。

以上でございます。

○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正の追加でございます。

上から、小学校 G I G A スクール端末保守業務委託契約、その下、中学校 G I G A スクール端末保守業務委託契約についてです。

令和 9 年度から 13 年度までの学習用端末保守業務委託に係る債務負担行為の設定でございます。限度額は、小・中学校それぞれ 1 億 2,173 万 9,000 円と、6,555 万 2,000 円でございます。

その下の枠、第 3 表 地方債補正の変更でございます。

中学校施設整備事業について、限度額を 7,500 万円減額変更するものですが、これにつきましては、この後の歳入でご説明を申し上げます。

それでは歳入でございます。8 ページをお願いいたします。

下から 2 番目の枠、教育費国庫補助金、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金（中学校分）は、中根台中学校校舎外壁等改修工事に係る国からの補助金でございますが、国の補正予算による

前倒し事業として採択され、令和7年3月補正にて必要予算を計上しましたことから、二重計上を解消するため、令和8年度当初予算計上額全額の3,333万3,000円を減額するものでございます。

次に9ページ、上から1枠目、教育費県補助金、社会教育費補助金の運動部活動の地域展開等推進事業費は、運動部における部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や、部活動指導員の配置に係る経費に対しまして、国・県から補助されるものでございます。令和8年度当初予算編成時には補助金が決定しておりませんでした。今般、事業採択の内示がありましたので、新たに336万6,000円を計上するものでございます。なお、補助率については3分の2でございます。

その下になります。

部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業費は、文化部における部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や、部活動指導員の配置に係る経費に対して、国・県から補助されるものでございます。先ほど同様、新たに85万円を計上するものです。こちらの補助率も3分の2でございます。

次に、その下の基金繰入金のうち二つ目、義務教育施設整備基金繰入金は、中根台中学校管理費、校舎外壁等改修工事に繰り入れるものでございますが、先ほどご説明しました国庫補助金の前倒し採択の理由と同様に二重計上を解消するため、令和8年度当初予算計上額の全額1,166万7,000円を減額するものでございます。

次に、一番下の枠、教育費債、中学校債の中学校施設整備事業債は、中根台中学校校舎外壁等改修工事の充当財源でございますが、国庫補助金、基金繰入金と同様の理由により、令和8年度当初予算計上額の全額、7,500万円を減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。11ページをお願いいたします。

下から2枠目、教育指導費の学校指導費委託料ですが、これは、これまで長年にわたり龍ヶ崎済生会病院の産婦人科医師であります陳央仁先生が、社会貢献の一環として市立小・中学校に出向いて、自分や他者を尊重し相手を思いやる心を育てるため、性に関する教育講演会を実施していただいております。しかし、本年3月に、龍ヶ崎済生会病院の事務部長が来庁されまして、「当該病院の経営が厳しい状況にある中、医師派遣に伴う損失を病院が負担し続けることは困難であり、これまでどおりのボランティアに近い派遣は難しい」、とのお話をいただいたところです。

すでに令和8年度の外部講師を招いた性に関する講演会実施に向けて、各学校ではスケジュール調整を進めていた矢先でありましたことから、講演会にあたっての必要経費としまして、市立学校15校分の講演会に係る龍ヶ崎済生会病院への委託料としまして75万円を計上させていただいたものでございます。1回の講演会単価を5万円としまして、15校分の75万円の補正予算をお願いしようとするものでございます。

次にその下、学校管理費の小学校教育系システム運用費です。

令和8年度は学習用端末の更新を予定しておりまして、茨城県と本市を含む関係する市町村での共同調達において、本年2月27日に優先交渉権者が決定しております。

更新に当たりまして、令和8年度当初予算においては学習用端末のリースにシステム保守料金を含め、一括で予算計上しておりました。発注に際しまして、国庫補助対象経費で見られる分と、それ以外の経費等を精査いたしましたところ、学習用端末のリース、これは補助対象経費として見られる部分、それから、Webフィルタリングを含む保守業務、これが補助対象経費外ということで、これらを分けて分離発注することで、より安価に経費が抑えられることが判明したため、今回委託料と使用料及び賃借料の予算を組み替えるとともに、不用額を減額しようとするものでございます。

まず、委託料では、システム保守業務として当初予算額1,099万7,000円から1,352万7,000円へと増額となりますが、学習用端末の共同調達の優先交渉権者の提案によりまして、既存の学習用端末の処分費1,099万7,000円、これが無償となったことから、全額を保守業務へ充当し、不足分の253万円を増額しようとするものでございます。

また、使用料及び賃借料では、システム保守料への予算組み替え、並びに当初予算と今回必要額の差額を合わせまして2,299万2,000円を減額しようとするものでございます。

次に、12ページ2枠目、中学校管理費の中根台中学校校舎外壁等改修工事は、歳入でご説明いたしました同様の理由から前倒し事業として採択されましたので、令和8年度当初予算計上額全額の

1億2,000万円を減額するものでございます。

その下、中学校教育系システム運用費は、小学校教育系システム運用費と同様に、委託料と使用料及び賃借料の予算を組み替えるとともに不用額を減額するものでございます。

委託料では、システム保守業務として当初予算額613万2,000円から728万4,000円増額となりますが、先ほどの小学校と同様の理由から、既存の学習用端末の処分費613万2,000円全額を保守業務へ充当し、不足分の115万2,000円を増額しようとするものです。また、使用料及び賃借料では、システム保守料金への予算組み替え、並びに当初予算と今回必要額の差額を合わせまして、1,370万8,000円を減額しようとするものでございます。

最後に、一番下の枠、学校給食運営費は、今回、既存の予冷機能付消毒保管機、これは給食センターに3機ございますが、このうちの1機に不具合が生じまして、緊急を要するための需用費といったしまして、修繕料でございますが228万7,000円を増額させていただきまして、夏季休業期間中に修繕を行ってまいりたいというふうに考えております。

教育委員会所管事項の説明につきましては以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野議員。

○札野委員

すいません、1点だけ。

今、教育委員会の方から説明があったんですけど、学習用端末のコストダウンができたということだと思うんですけど、パソコンってどこ製とかっていうのは分かるんですか。

○藤平教育総務課長

今回、茨城県の方でプロポーザルを実施して選定をしているんですが、リコージャパン株式会社が優先交渉権者となっております。

○札野委員

ありがとうございます。分かりました。

それから、今、何かデジタル教科書の併用ができるっていうふうになるっていうニュースをちょっと見たんですけど、この端末っていうのは、そういったことにも対応ができるっていうことなんでしょうか。

○山村委員長

秋山指導課長。

○秋山指導課長

現在児童・生徒が使用している1人1台端末の方ですけども、全ての学校ではないんですが、学習者用のデジタル教科書の方が使える状態になっております。

ですので、おそらく新しいものにつきましても、同じような対応ができるのではないかと考えております。

○山村委員長

よろしいですか。

他にありませんか。油原委員。

○油原委員

お伺いをいたします。

債務負担行為でGIGAスクールの端末の保守業務の債務負担行為を起こしておりますけれども、なぜ今なのでしょう。

3月とか12月に債務負担行為は一般的に予定されるわけですが、なぜ今なのか教えてください。

○山村委員長

藤平教育総務課長。

○藤平教育総務課長

今現在もそうなんです、当初予算を算定する時点では、端末本体と保守を一体的に委託する方が管理上ですとか事務負担上は効率的な運営に繋がるのではないかと考えていたところなんですけれども、他自治体の事例などを調査しましたところ、リース部分と保守部分を分けて調達することで、より競争性が働いて安価に調達できたり受注機会の拡大に繋がるということも判明いたしましたので、このタイミングにはなってしまったんですが、債務負担行為を組ませていただいて、リースと保守の分離をしたいというふうに考えたところでございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

これ、12月とか、その段階で一般的に債務負担行為、予算編成しますけれども、なぜその時点じゃなかったのかということです。

その時点から上げなかったということは、そういうことの検討をしていたから遅れたということなのでしょう。

○山村委員長

藤平教育総務課長。

○藤平教育総務課長

当初は一体で進めていくということの方が効率的だと考えていたものの、実際に調達先が決まって調査をかけた時点、その判明した時点がどうしても、もう時期的に3月でも間に合わないところでしたので、このタイミングになってしまいました。

○山村委員長

よろしいですか。

他にありませんか。石引委員。

○石引委員

1点だけお願いします。

11ページの教育費の方で、学校指導費の委託料の75万円、済生会の先生に性の教育をしていたくのに支払う委託料ということだったんですけれど、今までボランティアだったというお話だったと思うんですけれども、何年間ぐらいこの先生はボランティアで講演をしてくださったのでしょうか。

○山村委員長

秋山指導課長。

○秋山指導課長

正しい数値ではないんですが、本当に長年にわたり学校の方で講演会をしてくださっている形なんですけれども、おそらく10年以上は講師として招いて、講演会の方を実施してくださっているところです。

○山村委員長

石引議員。

○石引委員

分かりました。

私の感覚では、市の委託で講師を呼んだときには謝金として払うのが普通かなと思っていたんですけど、なぜずっとボランティアでされていたのか、ちょっと不思議だったんですけど。

あと、その講演会の内容は性の教育ということだったんですけども、1校当たりどれぐらいの時間をかけるのか。それから全校生徒なのか、生徒の範囲ですよ。

ちょっと詳しく聞かせていただくと。

○山村委員長

秋山指導課長。

○秋山指導課長

まず、ボランティアに近い形でのこれまでの派遣であったんですけども、実際には、各校で数千円程度の謝礼とか花束の方をお渡ししておりました。それで、先ほど部長からの説明があったように、病院経営の部分でなかなか医師派遣に伴う損失を負担するのが難しいということで、今回、市内15校分の講演会費として委託料として計上したところでございます。

講演会の内容なんですけれども、本当に近隣の学校では、「性教育の外部講師と言えば陳先生」というぐらい有名な先生なんですけれども、学年は大体、小学校で言えば5年生や6年生、中学校で言えば2年生あたりで講演会の方を実施していきます。

時間にしては、1時間、2時間というところでやっています、学校によっては児童・生徒が話を聞いた後で保護者が残って、保護者と先生との座談会ではないですけども、そういうようなこともしてくださっているという実績がございます。

○山村委員長

石引議員。

○石引委員

ありがとうございます。よく分かりました。

そんな有名な陳先生、しかも保護者も一緒に聞いていただけるといのはすごく素晴らしいなと思って。その方が数千円の謝金ですってやってくださっていたということにも驚きを隠せないで、今回の委託料は、ぜひお渡ししていただきたいなと思います。

子どもに対する性教育というのは、私たちが小さい頃は、各クラスへ保健の先生が来てやっているイメージだったんですけど、今の時代、保護者もちゃんとそれを知っているってことが重要かと思うので、すごくいい取組だと思いますので、陳先生に謝金をきちんとお支払いしていただいて、継続して続けていただければと思います。

ありがとうございます。以上です。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

今の陳先生の件なんですけど、これはあくまでも済生会にその報償のお支払いが充てられ、陳先生にはまるでなしなのか。

その辺はどうなのでしょう。

○山村委員長

秋山指導課長。

○秋山指導課長

今回のものは、病院との業務委託契約になります。

陳先生への、ということなんですけれども、そちらにつきましては、各学校の方の対応にはなるんですけれども、花束等とか、そういう部分につきましてはお渡しする学校もあるかと思います。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野議員

どうしてこのような質問をしたかというと、病院に勤めている勤務医さんの収入が、開業医の先生方と比べると半分以下くらいになっているということなので、少しでも陳先生の方にも収入として増やしていただければなと思った次第であります。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について）、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

では議案書の方にお戻りください。56 ページからになります。

57 ページです。処分第11号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは先ほどの議案第1号と同様に、国の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、その中で施行期日が令和8年4月1日になるものを専決処分させていただきました。

これにつきましては、報告第1号の市税条例と、第2号の都市計画条例、そちらを専決処分させていただいたものでございます。

それでは58 ページからになります。龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例でございます。

58 ページからずっと続くんですけど、66 ページにつきましては、先ほど補正予算でも若干触れさせていただきましたが、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴いまして、環境性能割に関する規定の削除、改正前の旧「種別割」というものがございましたが、これが「軽自動車税」というふうに名称が統一されることに伴いまして、文言の整理及び引用条文の整理等を行ったものでございます。

続きまして67 ページからになります。

67 ページの付則に入っているんですけども、付則第4条の4につきましては、個人市民税の住宅借入金等特別控除につきまして、地方税法第5条の4が削除されたことに伴い、旧来の第4条の4一つに統合いたしまして、内容を整理するものでございます。

続きまして、67 ページ一番下ですね、付則第10条の2になるわけでございますけれども、こちらは68 ページに続きますけれども、これはいわゆる「わがまち特例」、地域決定型地方税制特例措置でございます。こちらの規定するもので、国の税制改正に伴いまして、固定資産税の特例割合の変更、及び条項ずれを整理したものでございます。

第10項以降におきまして、それぞれ、太陽光、水力、地熱、バイオマスなどによる特定再生エネルギー発電設備のうち、要件を満たす設備の割合を「2分の1」にするなどの他、特例適用期間の延長について定めたものでございまして、第14条につきましては、風力による特定再生エネルギー発電設備の場合は「5分の3」、第15条、第16条につきましては、特定風力・特定地熱発電設備のうち要件を満たすものについては「3分の2」にするなどの規定を行ったものでございます。

続きまして第26項でございます。

第26項につきましては、新築住宅等に関する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告につきまして、「耐震改修等の基準を満たす書類を添付する」などの規定を追加するものでございます。

続きまして72 ページでございます。第16項でございます。

こちらにつきましては、改定前の「改修実演芸術公演施設」が対象が拡大されまして、「改修特別特定建築物」となります。

こちらについては実演芸術公演施設、いわゆるホール等なんですけれども、これらに加えて不特定多数の高齢者の利用が多い施設が対象となり、例といたしましてショッピングセンターでありますとか老人ホーム、病院等が追加対象となって、「改修特別特定建築物」というようなものになりました。

こちら、その対象の拡大されたものについて、いわゆる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく改修、いわゆるバリアフリー改修を行ったものについての範囲を整理したものでございます。

続きまして、75 ページになります。

こちらにつきましては、附則の方で軽自動車税の環境性能割、付則第11条が軽自動車税のグリーン化特例、排ガスの低減とか燃費の向上に係りますグリーン課税、グリーン化特例の適用期限につきまして、第2項にありますとおり、「令和10年3月31日に初回車両番号の指定を受けた場合」とする適用期限の延長をする課税改正でございます。それらの上位法令の改正に基づく改正を行いまして、85 ページの施行付則におきまして、施行期日について「令和8年4月1日から施行する」というようなことで、その他、固定資産税等に係る経過措置を定めたものでございます。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書 87 ページからになります。

報告第 2 号でございます。89 ページでございます。

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。こちら、先ほどと同様に税法改正の関係のものでございます。

89 ページになりますが、こちらにつきましては、まず、引用条項の条項ずれを整理する改正でございます。

90 ページでございます。付則第 7 項でございます。

これは税法改正により、バリアフリー改修を行った際、先ほども若干触れましたけども「改修特別特定建築物」に対する都市計画税の減税制度が拡充されまして、当該改修を行った建物については、都市計画税の課税標準額から一定の割合を減額することになりますが、その割合を「3 分の 1」とするものでございます。

続いて第 8 項でございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました「改修特別特定建築物」になりまして、これは従前の「改修実演芸術公演施設」から制度拡充されたものでございます。それらについて必要な手続き及び添付書類を整理する改正でございます。

続きまして、付則施行期日でございます。93 ページでございます。

こちらの施行期日につきましても、「令和 8 年 4 月 1 日」ということといたしまして、経過措置も併せて定めるものでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第 2 号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

最後に、報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 13 号））の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、別冊の方をお開きください。45 ページになります。

（報告第 3 号）処分第 8 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 13 号）であります。

こちらにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,771 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 336 億 8,934 万 1,000 円とするものであります。併せまして、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行っております。

この予算につきましては、特に緊急を要するため市議会の招集をする時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

それでは、総務部所管事項についてご説明いたします。48 ページになります。

第 3 表、繰越明許費補正でございます。

追加の部分で 2 の総務費の、総務管理費、本庁舎管理費で 743 万 6,000 円を繰越そうとするものでございます。

こちらにつきましては、歳出予算にも工事費を計上したところでございますが、庁舎南側駐車場に設置しております電気自動車の充電機器につきまして、現在故障中でございますけれども、古いものでございますので部品の調達ができずに修理が非常に困難ということで、更新する予定で予算

計上をさせていただきました。

これにつきましては、機器の調達に相当の期間を要するという見込みでございますので、専決処分をさせていただいて、早期の手配といいますか、着手しようとしたところでございます。しかしながら、機器の調達がまた非常に困難でございまして、なかなか先に進めないというような状況となっております。そちらが743万6,000円でございます。

続きましてその下、徴税費、徴収事務費でございます。

こちらにつきましては、基幹系システムの共通化に伴いまして、市で利用しております公金収納のOCRシステムの改修も必要となったところでございます。そちらにつきましては、進めていたところでございますけれども、共通システム側の都合によりまして、OCRシステムの方にも更なる仕様変更が必要になったというようなことで、元々の予算と今回計上しました予算、合わせて2,567万4,000円を繰越しさせていただこうとするものでございます。

続きまして、9番の消防費の防災情報ネットワークシステム更新事業の1,227万3,000円の繰越明許の設定でございます。

こちらにつきましては内容が分かれておりまして、まず、Jアラート用の衛星アンテナ設置工事費分が89万7,000円でございます。そちらにつきましては、衛星アンテナの方のコンバーターの納入が、やはりこのご時世で入ってこないというようなことで繰越しをさせていただこうとするもの、また、県防災情報ネットワークシステムの地上回線として利用しております「いばらきブロードバンドネットワーク」の県の更新への対応、あとは衛星通信設備の更新機器の納期がやはり伸びているというようなことがございまして、県事業も繰越しとなるため、対応する市の予算も繰越すというようなことでございます。

続きまして49ページ、地方債補正となります。

地方債補正の廃止でございます。

こちらについては、災害対応ドローン整備事業でございます。購入予定であったドローンを様々な検討を行った結果、安価なものを購入するというような決定に至りまして、そのため、こちらの緊急防災・減災事業債の対象にならなくなりましたので、起債は利用しないというようなことで減額を行うものでございます。

続きまして50ページです。

下から5段目ですね、防災情報ネットワークシステム整備事業でございます。

こちらにつきましては、県負担金の確定に伴いまして発行額も減額となるものでございます。

続きまして54、55ページをお開きください。歳入です。

歳入の二つ目の箱、財産収入、財産売払収入でございます。

不動産売払収入として、土地売払収入2億6,241万円、建物売払収入といたしまして1,927万9,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、旧城南中を大和ハウス工業へ譲渡した際の売払代金の計上でございます。

続きましてその下、基金繰入金でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、財源調整の結果1,075万円の減額というようなことで財源調整させていただきました。

その下、雑入でございます。

雑入の公金収納情報データ作成経費負担金というようなものでございます。

こちら、先ほど繰越の際のご説明でも触れましたが、公金収納情報データのOCRの改修も必要となっているところでございますが、これが基幹系の方の仕様変更に伴い、追加の変更となる部分に関しましては、そちらの請負業者であります両毛システムズの仕様変更に伴うものであることから一部負担をいただくもので、今回の変更契約に係る303万6,000円について負担をいただくものでございます。

55ページの市債の消防費債につきましては、先ほど地方債の説明で申し上げましたとおりでございます。

続きまして、56ページをお開きください。歳出です。

歳出の総務管理費、財産管理費でございます。

庁舎管理費の方です。工事請負費 743 万 6,000 円でございます。

こちらは、先ほど繰越の際に申し上げました庁舎南側駐車場にあります電気自動車の急速充電機器の更新費用でございます。

その下の箱、徴税費でございます。

徴収事務費の委託料 303 万 6,000 円でございます。

こちら先ほど申し上げました公金収納ＯＣＲの仕様変更に伴う委託費の増額でございます。

続きまして 58 ページをお願いいたします。

58 ページの一番上、消防費でございます。

まず初めに、防災情報ネットワークシステム更新事業で、県への負担金を 242 万 4,000 円減額しております。これは、県事業の確定に伴いまして不用額を減額したものでございます。先ほど併せまして繰越明許費も設定させていただいたところでございます。

続きまして、災害対応ドローン整備運用事業は、先ほど申し上げましたとおり、まずは安価な機器の導入をいたしましたことから、備品購入費を 777 万 2,000 円減額いたしましたところでございます。

総務部所管事項については以上となります。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明をいたします。

議案書の方、ページを戻っていただきまして 48 ページをお願いいたします。

中程の第 3 表 繰越明許費補正の追加でございます。

一番下、教育センター管理費でございます。

これは、令和 7 年度龍ヶ崎市教育センター照明ＬＥＤ化工事におきまして、ＬＥＤ照明の需要過多により納品に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないこと、これにより年度を跨ぐことが明らかでありますことから、繰越明許費を設定させていただいたものです。

続きまして 50 ページをお願いいたします。

第 4 表 地方債補正（変更）でございます。

下から 3 段目、教育センター施設整備事業、その下の小学校施設整備事業、さらにその下、中学校施設整備事業は、事業費の確定等による起債発行限度額の変更及び減額でございますが、こちらの詳細につきましては歳入の方でご説明を申し上げます。

それでは歳入でございます。55 ページをお願いいたします。

教育費債の説明欄、上から 3 番目の教育センター施設整備事業債は、令和 7 年度龍ヶ崎市教育センター照明ＬＥＤ化工事の充当財源でございますが、当該工事費の変更見込みにより発行額 20 万円を減額したものでございます。

その下、小学校施設整備事業債です。

龍ヶ崎小学校統合改修工事ほか 5 件の改修等工事費の確定により、発行額 1,390 万円を減額したものでございます。

その下、中学校施設整備事業債です。

城ノ内中学校仮設校舎改修工事ほか 1 件の改修工事費の確定により、発行額 170 万円を減額したものでございます。

続きまして歳出でございます。58 ページをお願いいたします。

中段の枠、義務教育施設整備基金費の積立金でございます。

これは、旧城南中学校の土地建物の売却収入について、今後の学校の施設整備に備えるため、その全額であります 2 億 8,169 万円を基金に積立てたものでございます。

その下、教育センター管理運営費、小学校管理費、大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合整備事業、及

び 59 ページの中学校管理費までは、事業費の確定により不用額を減額したものでございます。
説明につきましては以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
油原委員。

○油原委員

繰越明許費で全体的に言えることなんですけれども、特に教育費、教育センターですね。
L E Dとか、工事請負費について明許繰越をしていますよね。管理費に入るんですかね。
追加で、教育費、教育総務費、教育センター管理費っていうのは、これは工事費の関係ですか。
L E Dの話ですよ。
今、こういう状況ですから、資材が入らないということなんだろうと。よく解釈すれば。
これ、いつ契約して、いつまでの仕事だったのか。なぜ明許繰越の措置を取るのかを、再度ちょっと教えてください。

○山村委員長

名島教育委員会次長。

○名島教育委員会次長

すみません、ちょっと手元には今契約書がないので、確実な契約の期間というか、契約日は分からないんですが、第4四半期に入ってから契約だったと思います。
発注がちょっと遅れたというのも一つの原因だと思っていますので、今後はもうちょっと契約の早期発注に努めたいと思っています。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

先に反省の弁がありましたので。要するに発注時期ですよ。
やっぱり無理してというかね、本当に適正工期なのかどうかというようなこと。もう年度末というか第4四半期に入った中で、明らかに間に合わないけれども、やっぱりここで契約、でも明許繰越しちゃえばいいんだっていうのはね。安易に考えられてはやっぱり困る。
やはり今言ったように、L E Dがこういう状況の中で、製品がもう本当に入らないということの中で繰越するのであればいいんですけれども、やっぱりそういうことを踏まえて、発注時期というのは十分考えて、工期内というか年度内に終わるような形の中で発注をしていくというようなことが必要なんだろうというふうに思います。
いいですか、続けて。
庁舎南側の自動車の充電器の話で、ものがものですから、なかなか入ってこなくて云々ということで、これも明許繰越しですかね。
環境対策的な話で設置したんでしょうけれども、現実的に 700 何万とかもかけて、どれだけの利用があってというような、きちんと効果というか、そういうのがあると見ているのかどうか。やっぱり単なる環境対策っていうイメージだけで置いてあるのか。
であればもう、なくしてもいいんだろうというふうに思いますけれども、その辺の考え方についてお聞きいたします。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

南側駐車場の急速充電器なんですけれども、第1回の定例会のときに久米原議員の方からご質問をいただきまして、使用回数等についてはその時お答えさせていただいております。

29年度に設置をしたんですけれども、ピークが令和2年から4年程度、そこからは減少傾向という形になっておりまして、今回不具合が出たときにも「この機会にちょっと撤去してしまおうか」という相談も内部でさせていただきました。

ですが、非常に「いつ直るんだ」というメールや問い合わせも来ておりまして。ちょっと複数の方から来たものですから、それなりに需要はある、求められているものなのかなというものもございましたので。

当初は修理をしようと思っていたんですけれども、9年前のもので、メーカーの方でも「部品の製造を行っていない」という回答を受けてしまいましたので、新しいものに更新という形で金額を要求させていただきまして、6月の補正ではなく3月にさせていただいたのは、なるべく早めに更新をしたいという考えを持った上で、こういった形で対応させていただきました。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

そういう市民の要望というのも多いということなんだろうけれども、ああいう充電施設というのは、個人でもやっているやつもありますけれども、要するに、ガソリンスタンドじゃありませんけれども、そういう公というか、民間でもそういう施設というのは龍ヶ崎市内にあるんでしょうか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

市内には本庁舎以外にも急速充電器、ディーラーやコンビニ等に設置されているものがございいます。

箇所に関しては、ちょっと申し訳ないんですけれども把握はしていない状態です。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

基本的に、そういう民間施設があるのであれば、やっぱり私は必要性というのは薄れてくるような気がいたしますよ。その辺を十分検討していただいて、何人かの意見があったから云々という話じゃなく、全体のことを考えていただいて、本当に必要性というか。

環境対策ということを考えれば、やっぱり先進的に対応すべきだろうというふうに思いますけれども、使用頻度が少ないということであれば、更新する必要性というかはどうかかなと。

更新するということで動いているんでしょうけれどもね。やっぱりその辺、少し疑問に感じるなということでもあります。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。